

山口県報

平成24年
11月27日
(火曜日)

目 次

○選挙告示

政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数………
選挙人名簿選挙時被登録資格の決定の基準となる日等………
在外選挙人名簿に係る縦覧の期間………



山口県選挙管理委員会告示第百八号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定により、第四十六回衆議院小選挙区選出議員の選挙において、候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定める。

平成二十四年十一月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

届出候補者の数	テレビジョン放送		ラジオ放送	
	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
一人又は二人	テレビ山口株式会社 山口朝日放送株式会社	— —	—	—

三人又は四人

テレビ山口株式会社
山口朝日放送株式会社

山口放送株式会社

山口県選挙管理委員会告示第百九号

衆議院小選挙区選出議員選挙の執行に当たり、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第二項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成二十四年十一月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

一 被登録資格の決定の基準となる日

平成二十四年十二月三日。ただし、年齢については、選挙の期日とする。

二 登録を行う日

平成二十四年十二月三日

三 縦覧に供する期間

平成二十四年十二月四日

山口県選挙管理委員会告示第百十号

衆議院小選挙区選出議員選挙の執行に当たり、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第二十三條の十一第二項の規定により、在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を次のとおり定めた。

平成二十四年十一月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

縦覧の期間 平成二十四年十二月四日

平成二十四年十一月二十七日印刷

発行所

山口県知事庁